

役員の報酬に関する規程

(目的)

1. この規程は、特定非営利活動法人国際協力 NGO センター定款第 20 条に定める役員の報酬について定めたものである。

(役員報酬)

2. すべての役員に対し役員報酬は支払わない。

(出張旅費手当)

3. 当センターからの依頼により業務を行う役員に対し日当を支払うことができる。1 日あたりの日当の額は、出発の日から帰着の日までの日数に応じて下表に相当する額を支給する。勤務地を午後に出発、または勤務地に午前中帰着する場合は、通常の日当の半額とする。

出張先	日当
海外(途上国)	3,000 円
海外(先進国)	4,000 円
国内(半径 150km 以上)	3,000 円

(その他の報酬)

4. 当センターからの要請により役員が外部機関への講演、執筆、各種委員会出席などを行った場合、得られた報酬の 50%を報酬として支払う。
(2)1 項に定める報酬から源泉所得税を控除するものとする。

付則

この規定は 2010 年 10 月 1 日から施行する。

(改定)2016 年 5 月 16 日

賃金規程

(目的)

1. この規定は、就業規則の定めるところにより、社員の賃金について定めたものです。

(役職手当)

2. 就業規則第28条による役職手当は、次のとおりとします。

事務局長手当	月額 50,000円
事務局次長手当	月額 25,000円
マネージャー	月額 15,000円
アシスタントマネージャー	月額 3,000円

なお、兼務者については上位級の手当てのみ支給します。

(割増賃金)

3. 法定労働時間を超えて労働した場合には、法定時間外労働割増賃金を、法定休日に労働した場合には法定休日労働割増賃金を、深夜(午後10時から午前5時までの間)に労働した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ次の計算により支給します。

法定時間外労働割増賃金	算定基礎賃金/月平均所定労働時間×1.25×法定時間外労働時間数
法定休日労働割増賃金	算定基礎賃金/月平均所定労働時間×1.35×法定休日労働時間数
深夜労働割増賃金	算定基準賃金/月平均所定労働時間×0.25×深夜労働時間数

(2)算定基準賃金とは基本給および年齢給の合計金額をいいます。

(3)法定労働時間を超えて労働した時間、または法定の休日に労働した時間が深夜におよぶ場合は、時間外労働割増賃金と深夜労働割増賃金を合計した割増賃金を支給します。

付則

この規程は2012年2月14日から施行します。

以上

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンター	事業年度	平成31年4月1日～令和1年3月31日
-----	-------------------------	------	---------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費収入	14,120,000 円
寄付金収入	7,567,972 円
助成金収入	60,029,748 円
受託収入	54,045,035 円
自主事業収入	4,361,099 円
受取利息	461 円
雑収益	1,897,065 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	142,021,380 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		39,496,584 円	受取助成金
		20,637,538 円	受託事業収益、受取補助金
		12,009,813 円	受託事業収益
		7,822,104 円	受取助成金
		5,342,582 円	受託事業収益

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,443,040 円	家賃
		4,000,000 円	事業助成金
		5,000,000 円	事業助成金
		1,983,849 円	業務委託費
		1,890,530 円	NGO スタディプログラム研修費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
16人	60,211,743円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
			日本社会の人権・民主主義の促進を目指し、「誰一人取り残さない」を基本原則とするSDGs、特にゴール16 (Peace and Justice) の達成に資する事業助成金	4,000,000円
			同上	5,000,000円
			同上	1,600,000円
			同上	500,000円
			同上	1,000,000円
			同上	1,400,000円
			同上	1,400,000円
			同上	1,000,000円
			同上	1,600,000円
			同上	1,000,000円
			同上	1,000,000円
			同上	1,250,000円
			同上	1,250,000円
			同上	1,000,000円

			同上	1,600,000 円
			同上	1,700,000 円
			同上	1,700,000 円
合 計				28,000,000 円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。）〔⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実 施 日	使 途	金 額
2019/05/21	の航空券代海外送金	81180 円
2019/07/11	BOND 会費（年間）	57,373 円
2020/03/06	講師謝金	30,000 円
		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンター	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうち次に掲げる者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	平成31年4月1日～令和2年3月31日	18人	0人	0%	0人	0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	○はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	○はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人国際協力エヌジ ーオーセンター	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		18人					
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人					
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族 等」のグループの人数		0人					

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任 年月日
尾上 由香 (岩附 由香)		理事		○						就任：令和1年6 月21日
熱田 典子		理事		○						就任：令和1年6 月21日
大橋 正明		理事		○						就任：平成15年6 月24日
鬼丸 昌也		理事		○						就任：平成29年6 月28日
木内 真理子		理事		○						就任：平成29年6 月28日
早瀬 昇		理事		○						就任：令和1年6 月21日
桑原 香苗		理事		○						就任：令和1年6 月21日
内野 恵美		監事		○						就任：平成29年6 月28日
石原 達也		理事		○						就任：令和1年6 月21日
棚田 雄一		理事		○						就任：平成29年6 月28日
関口 宏聡		監事		○						就任：平成30年6 月21日
本木 恵介		理事		○						就任：平成29年6 月28日
金田 晃一		理事		○						就任：平成29年6 月28日
小沼 大地		理事		○						就任：平成27年6 月28日
小松 豊明		理事		○						就任：平成27年6 月28日

中村絵乃		理事		○						就任：平成27年6月28日
中山雅之		理事		○						就任：平成29年6月28日
岡田瑠依子 (門田瑠依子)		理事		○						就任：平成27年6月28日
谷山博史		理事		○						就任：平成19年6月28日 退任：令和1年6月21日
安達三千代		理事		○						就任：平成23年6月28日 退任：令和1年6月21日
亀谷かをり (黒田かをり)		理事		○						就任：平成29年6月28日 退任：令和1年6月21日
金澤俊弘		監事		○						就任：平成23年6月28日 退任：令和1年6月21日
高井明子		理事		○						就任：平成29年6月28日 退任：令和1年6月21日
鶴見和雄		理事		○						就任：平成23年6月28日 退任：令和1年6月21日
赤羽真紀子		理事		○						就任：平成29年6月28日 退任：令和1年6月21日
山元圭太		理事		○						就任：平成27年6月28日 退任：令和1年6月21日
市川 斉		理事		○						就任：平成27年6月28日 退任：令和1年6月21日
穂積万智子 (甲斐田万智子)		理事		○						就任：平成27年6月28日 退任：令和1年6月21日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳日記帳	会計王ソフト使用 ルーズリーフ	毎日	7年
総勘定元帳	会計王ソフト使用 ルーズリーフ	毎日	7年
部門別元帳	会計王ソフト使用 ルーズリーフ	毎月	7年
固定資産台帳	表計算エクセル使用 ルーズリーフ	毎年	7年
現金出納票	会計王ソフト使用 ルーズリーフ	都度	7年
預金出納帳	会計王ソフト使用 ルーズリーフ	都度	7年
給与台帳	ルーズリーフ (社労士委 託)	毎月	7年

記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンター	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・〇無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・〇無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・〇無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・〇無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・〇無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・〇無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・〇無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンター	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 ○する しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンター
-----	-------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ ○無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>		事業年度		設立年月日	
事業年度		設立年月日			

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンター	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注1)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 <small>(注2)</small>		
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・〇無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・〇無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・〇無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・〇無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・〇 いいえ
---	----------------------------------	----------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・〇 いいえ
---	---------------------------	----------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・〇 いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・〇 いいえ
---	---	----------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・〇 いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・〇 いいえ